

放課後における子どもの居場所づくりについて

家庭、学校、地域、行政等がそれぞれの役割を担いつつ、放課後児童クラブ（学童）や放課後子ども教室と連携することで、子どもたちが安全・安心に過ごせる豊かな育ちの場づくりを進めています。

1 放課後児童クラブ

（1）目的

児童福祉法における「放課後児童健全育成事業」の通称。保護者が共働き等により昼間家庭にいない児童を放課後預かり、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。

（2）設備及び運営に関する基準（一部抜粋）

専用区画の面積：児童 1 人あたり約 1.65 m²以上

支援員の配置：児童 40 人程度あたり 2 人以上（1 人は補助員でも可）

開所時間：授業がある日は 1 日 3 時間以上／授業がない日は 1 日 8 時間以上

開所日数：原則 1 年につき 250 日以上

（3）本市の状況

開設場所：市立 24 小学校（片浦小学校は放課後子ども教室の枠組みで実施）。

実施概要：別紙参照

開所時間：月曜日から金曜日…放課後～19:00

長期休暇中及び土曜日…7:30～19:00

休所日…日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

2 放課後子ども教室

（1）目的

小学校の余裕教室等を活用し、地域の大人の参画を得て、子供たちに安全で安心な活動場所（居場所）を提供する。

（2）特徴

- ・全ての児童が参加可能
- ・実費以外は原則利用者負担なし

（3）本市の状況

実施概要：別紙参照

